

新しい市議会議員が誕生

合併後初の選挙となった、行方市議会一般選挙の投票が、4月22日行われ、即日開票の結果、新しい市民の代表24人が決まりました。

4月15日に告示され、現職28人、新人4人が立候補。投票率は80・69パーセントでした。投票状況及び候補者得票は次のとおりです。

これから、住みよいまちづくり実現のため、新議員には市民の代表としての活躍が期待されます。

投票率 80.69%

当日の有権者数 32,693人
投票総数 26,379人

行方市議会議員一般選挙結果

候補者名	年齢	所属党派	得票数	備考
横田 太一	49	無所属	1,396	新
小林 久	50	無所属	1,273	現
高柳 孫市郎	65	無所属	1,199	現
関野 謙一	58	無所属	1,185	現
高橋 正信	56	公明党	1,173	新
平野 晋一	63	無所属	1,141	現
岡田 晴雄	50	無所属	1,086	現
成島 常松	56	無所属	1,065	現
貝塚 順一	55	無所属	1,058	現
小峰 仁一	67	無所属	1,051	現
茂木 正治	58	無所属	956	現
河野 達男	67	無所属	887	現
松兼 幸藏	58	無所属	886	現
樽見 清衛	59	無所属	869	現
方波 見亘	59	無所属	794	現
宮内 亘正	58	無所属	736	現
堀田 昌宏	67	無所属	732	現
椎名 政利	58	無所属	700	現
堀 義仁	63	無所属	693	現
鈴木 義浩	43	無所属	627	現
高木 正	54	無所属	616	現
大原 功	60	無所属	612	現
栗原 博	59	無所属	605	現
大川 芳明	65	無所属	552	現
橋詰 幸	56	無所属	508	新
額賀 正夫	64	無所属	501	現
磯山 信也	59	無所属	495	現
塚本 泰雄	51	無所属	464	現
山口 律理	56	無所属	371	元
市川 眞	58	無所属	321	現

行方市消費者友の会設立

「行方市消費者友の会の設立総会」が5月9日、麻生公民館において開催されました。これまで、地区ごとであった、活動と事業展開・運営を取りまとめ、市内の消費者行政に関する情報・意見の交換・推進事業を行う目的で設立されました。

主な役員 会長 小沢輝子

副会長 榊原和子

副会長 齊藤定子

設立総会終了後、茨城県消費者センターの消費者教育講師より、「最近の消費者問題」について、講演をいただきました。

最近では、携帯電話やインターネットを利用した「架空請求」被害や、高齢者が多く被害にあう「振り込め詐欺」など、消費者被害が増え続けています。被害に遭った場合はあきらめず、泣き寝入りせず、相談してください。

また、消費者友の会では、趣旨に賛同される方を広く募集しております。

商工観光課（北浦庁舎）

「消費者友の会」事務局

☎ 0291-352111

児童手当を受けてる方へ ▶ 現況届けのお知らせ

児童手当・特例給付の支給を受けている方は、毎年6月に現況届を提出することとされています。次の日程で現況届受付を行いますので、手続きをお願いします。

なお、現況届の提出をされなかった場合、6月分以降の児童手当の支払いは、一時差し止めとなることもありますのでご注意ください。

1日 時 6月20日(水)～29日(金) 受付時間/9:00～12:00 13:00～17:00
夜間受付 玉造庁舎にて2日間実施

社会福祉課1F 6月20日(水)と27日(水)17:00～20:00

2場 所 行方市役所 麻生庁舎(総合窓口課)・北浦庁舎(総合窓口課)
玉造庁舎(社会福祉課児童福祉係1F、5番カウンター)

- ・基本的に居住している旧地域ごとの庁舎において受付をお願いします
- ・最寄りの庁舎が旧地域ではない場合は、3庁舎の中の一歩近いところで受付ができますので、ご利用下さい。
- ・現況届の用紙は市役所に置いてあります。市役所で届出の時に記入していただきます。

3持参する物 ①送付された連絡票 ②印鑑 ③受給している保護者の保険証のコピー
④★印に該当の方は、行方市に転入する前の児童手当所得証明書

★平成19年1月1日現在に、行方市在住でなかった受給者は、前住所地の市町村で申告した、H18.1.1～H18.12.31の間の平成18年度の児童手当所得証明書、または、非課税証明書の交付を受けて持参してください。(市町村民税は1月1日に住所があったところで課税されるため)

※注 意 ・確定申告をされていない方は、所得の確認ができませんので、申告をして下さい。
・仕事などの都合で受付期間に来られない方は、事前にご連絡下さい。

問合せ 社会福祉課 児童福祉グループ(玉造庁舎) ☎0299-55-0111(内線118)

旧3町界修正のための現地調査のお知らせ

麻生町・北浦町・玉造町の合併により、3町界の公園を重ね合わせたところ、境界の一部に不接合箇所が確認されました。

行方市では、土地権利関係の明確化のため、今後確定作業を進めてまいります。

それに伴う調査のため、調査員が該当地域の皆様のお宅に伺うことや、測量・基準点設置等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 調査期間 平成19年6月上旬～平成20年3月下旬
- 調査場所 麻生地区：行方、井貝、四鹿、杉平、藤井久保、五町田
北浦地区：小貫、行戸、小幡、南高岡、中根、繁昌
玉造地区：緑ヶ丘、泉、小座山、西蓮寺、井上、井上藤井、藤井、荒宿

問合せ 都市計画課 旧行政界調査グループ(玉造庁舎) ☎0299-55-0111(内線251)

男女共同参画コーナー⑤

「社会的性別」(ジェンダー)ってなに?

人間は生まれついて持っている性別(生物学的性別)があります。

その後成長の過程において、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」を身につけていきますが、これを「社会的性別」(ジェンダー)といいます。

「社会的性別」について、良し悪しの判断をするものではありませんが、男女共同参画社会を目指していく上で障害となる性差別や、性別による固定的役割分担、偏見等につながる例は少なくありません。こうした思い込みをなくしていくことが大事です。

男女共同参画とは、すべてのことを男女が「同じに」「一緒に」行うものではなく、また、「男らしさ」や「女らしさ」を否定するものでもありません。



国保の届出はお済みですか？

国保（国民健康保険）は、いざという時の病気やけがに備えて加入者が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。

会社の社会保険に加入したとき、家族の社会保険の扶養になったとき、または会社をやめたとき、家族の社会保険の扶養から抜けたときは届出をしてください。自動的に国民健康保険へ加入したり、脱退したりはできません。家族に異動があったときも必ず届出をしてください。

加入や脱退の届出が遅れると、資格が発生したときまでさかのぼって保険税を納付していただくことになります。

国保に加入するとき	手続に必要なもの	国保を抜けるとき	手続に必要なもの
職場の社会保険を抜けたとき	印鑑、退職証明書	職場の社会保険へ加入したとき	印鑑、国保保険証、社会保険証
家族の社会保険から抜けたとき	印鑑、被扶養者から抜けた証明書	家族の社会保険へ加入したとき	印鑑、国保保険証、社会保険証
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書

※国民は誰でもいずれかの健康保険へ加入しなければなりません。国民健康保険は、相互扶助制度です。加入者が保険税を納付して、その税を財源に医療費に充てられます。保険税は納期限までに忘れずに納付してください。

問合せ 市民課 国保年金グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

人権擁護委員を知っていますか？

昭和24年（1949年）6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のためにすみやかに適切な対応を図ります。

また、街頭啓発や講演会などを通して、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。

行方市には、坂本市長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

委員氏名	電話番号	委員氏名	電話番号
根本 維子	0299-73-2110	荒井 政夫	0299-55-2014
箕輪 次夫	0299-72-0670	石崎 光也	0291-35-2803
茂木 宏一	0299-77-0336	倉田 和男	0291-35-0651
見川 君代	0299-55-0445	島田 幸子	0291-35-2669
代々木 博	0299-55-3359		